

## 旭区青少年福祉委員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱(以下「市要綱」という。)に基づき、旭区における青少年福祉委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 青少年福祉委員の定数は、概ね140名を基本とする。

### (業務)

第3条 青少年福祉委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年指導員への支援
- (2) 青少年のための健全な環境づくり
- (3) 区民まつり及びスポーツフェスティバルなど区事業への支援
- (4) 区が主催する青少年健全育成事業への協力
- (5) 各校下(概ね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。以下同じ。)での青色防犯パトロールなど安全・安心なまちづくりの推進
- (6) 各校下の祭り及び運動会など地域行事への協力
- (7) 区内地域活動団体との連携

### (選考会の設置)

第4条 青少年福祉委員の選考に当たっては、区に区選考会を、校下に校下選考会を設ける。

- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考の上、区選考会に推薦を行う。
- 3 校下選考会は、連合振興町会長、振興町会長及び青少年福祉委員連絡協議会校下代表で構成する。
- 4 区選考会は、校下選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
- 5 区選考会は、地域振興会会长、青少年福祉委員連絡協議会会长、青少年福祉委員連絡協議会副会長、青少年指導員連絡協議会会长、青少年指導員連絡協議会副会長及び区役所地域課長で構成する。

### (選考基準)

第5条 青少年福祉委員は、青少年の健全育成に关心のある者で、次に掲げる基準をすべて満たす必要がある。

- (1) 区内に生活の根拠を有する者
- (2) 青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い关心と熱意を持ち、青少年福祉委員活動に必要な時間を確保できる者
- (3) 原則として、年齢満50歳以上65歳未満の者

2 前項の規定にかかわらず、区長が青少年の健全育成を図る上で特に必要と認めたときは、青少年福祉委員に選考することができる。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、青少年福祉委員連絡協議会会长と協議の上、旭区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。